

日向市森林環境譲与税活用ガイドライン

令和3年3月

日 向 市

1. ガイドラインの趣旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、平成31年4月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、毎年、法に規定する譲与基準に基づき森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）が譲与されることとなった。

また、適切な経営管理を促すため「森林経営管理法」が同時に施行され、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図ることとなった。

譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、法の範囲内で地域の実情に応じた幅広く弾力的な事業を実施することが可能な財源である。

このことから、本ガイドラインは、法の趣旨及び法の規定のもと、森林の整備を促進し、林業の持続的発展に繋げるため、譲与税を有効に活用した施策の立案及び事業の方針として作成するものである。

2. 森林環境譲与税

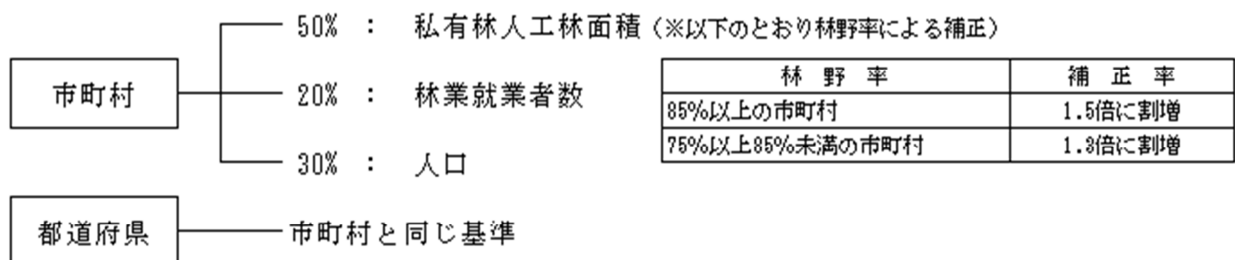
譲与税は、森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備やその施策の促進に必要な地方財源を安定的に確保するためのものである。

当初、譲与税の譲与については、令和元年度から令和5年度までの間は、暫定的に国の譲与税特別会計における借入れで対応し、令和6年度から課税される森林環境税の税収をもって、令和5年度までの借入れに対する償還と併せ、市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように設定されていたところである。

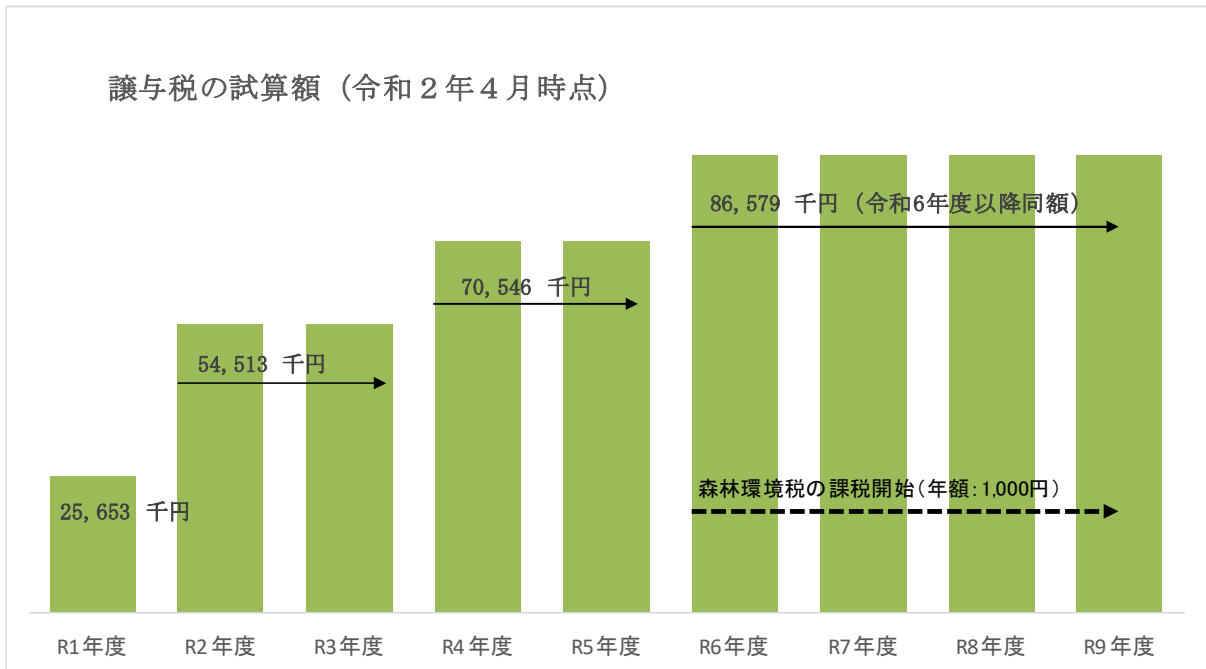
しかしながら、令和2年度から譲与税の財源として、地方公共団体金融機構の公庫債券金利変動準備金を充てることが可能となったことから、令和2年度の税制改正の大綱において、譲与額が見直されたところである。

近年、自然災害による甚大な被害が発生しており、災害防止等の観点からも、森林整備の推進が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、譲与税を財源としたより一層の森林整備の推進が期待されている。

【森林環境譲与税の譲与基準】



【日向市に譲与される譲与税】



3. 森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

戦後の高度経済成長期にかけて造林された人工林は、主伐期を迎えており、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業の確立が求められている。

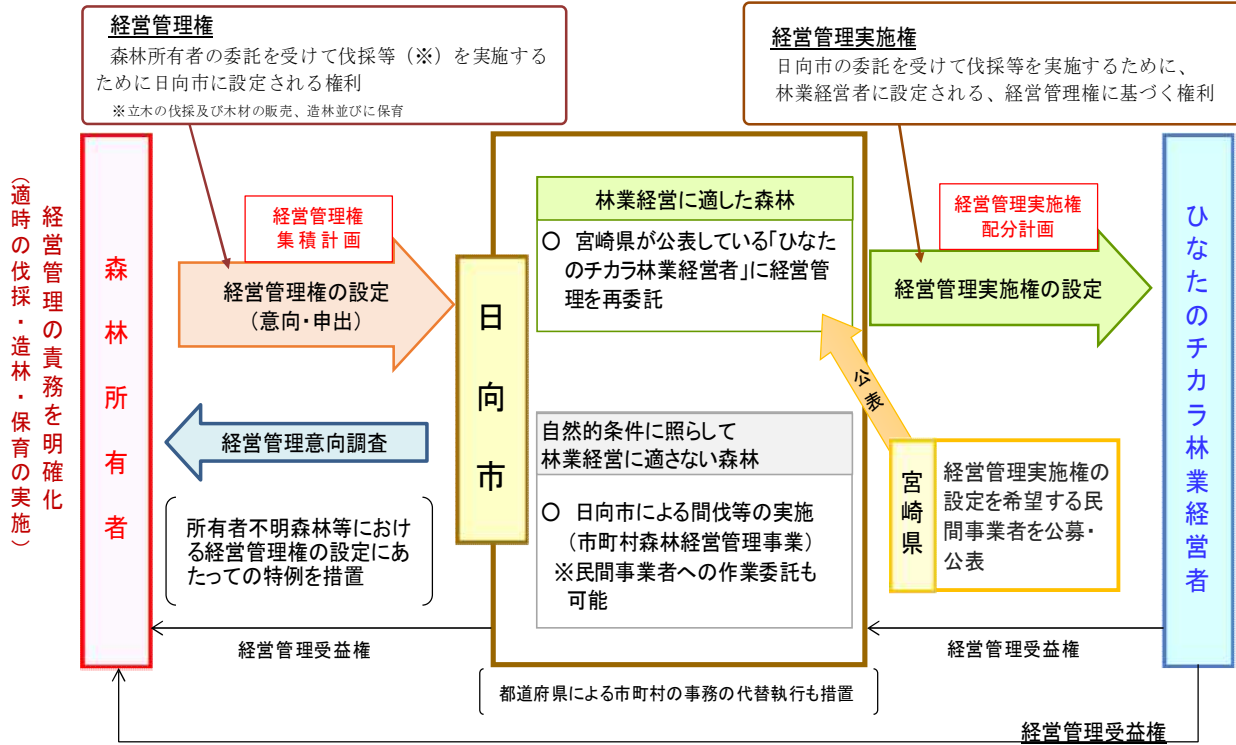
しかしながら、林業の現場では、森林所有者の経営意欲の低下や林業担い手の不足により森林の手入れや木材生産が十分になされていない状況である。

このような中、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な経営管理を図っていくことを目的として、譲与税の譲与に合わせ「森林経営管理法」が施行され、森林経営管理制度が導入された。

森林経営管理制度では、適切な経営管理を促すため、森林所有者に対してその責務を明確化するとともに、市町村が森林所有者から経営管理を受託するなど、経営管理が行われていない人工林について経営管理を確保し、「林業経営の効率化」及び「森林管理の適正化」の一体的な促進を図ることとなった。

森林経営管理法(森林経営管理制度)の概要

- ①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市が森林の経営管理を受託することが可能
- ③市が受託した森林のうち、林業経営に適した森林は、ひなたのチカラ林業経営者に再委託が可能
- ④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市が管理を実施



※「ひなたのチカラ林業経営者」とは、高い生産性や収益性を有し、効率的かつ安定的に林業経営が可能であることなど宮崎県知事の審査を受け、登録された「意欲と能力のある林業経営者」のことをいいます。

4. 法における用途及び事業実施する上での基本的事項

(1) 法で示された用途

- ①森林の整備に関する施策
- ②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保
- ③森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- ④推進体制の構築
- ⑤木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）の促進
- ⑥上記①～⑤に該当しないその他の森林の整備の促進に関する施策

(2) 事業実施する上での基本的事項

譲与税については、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保という法の趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備及びその促進に

関する施策に活用することが基本となる。

よって、新規の施策又は既存事業の見直しによる事業量の増加や効果促進が伺える施策を用途として位置付け、国庫補助事業への上乗せや既存事業の財源の付け替え等は次によることとする。

- ① 間伐等の森林整備に対する国庫補助事業への上乗せについては、森林整備の事業量の増加を十分精査した上で事業化を図ることとする。
- ② 森林整備以外の国庫補助事業への上乗せは、行わないこととする。
- ③ 既存事業の財源の付け替えについては、財源の枯渇により事業継続が困難な場合を除き、付け替えた財源が森林の整備等林業施策に配分されることを前提とする。

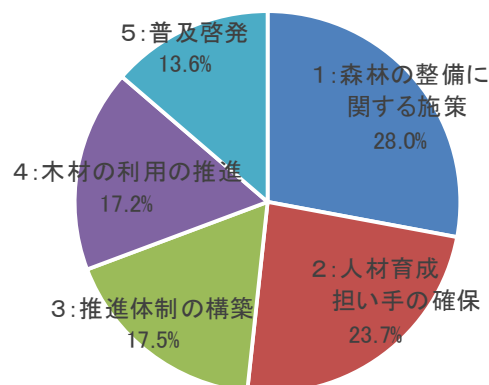
5. 事業の優先度

譲与税の用途が多岐にわたる一方、森林面積が約75%を占める本市では、譲与税が創設されるに至った経緯及び森林・林業・木材産業関係者に対するアンケート結果も考慮すれば、「森林の整備」や「人材の育成・担い手の確保」に係る事業を優先的に位置付けながら、森林経営管理制度による森林の適正な経営管理及び森林整備を促進する上で効果が高いものを用途として積極的に位置づけることが適当である。

【優先度】

- ◎ 森林の整備に関する施策
- ◎ 人材の育成・担い手の確保
- 推進体制の構築
- 木材の利用の促進
- 普及啓発

○森林環境譲与税を活用して、優先的に取り組むべきと思うものは何ですか？



※アンケート結果より

※アンケート調査は、市内の森林所有者及び林業・製材業者に対し、森林整備の現状や森林環境譲与税の活用について、令和2年度に実施したものです。

(各施策における現状認識)

① 森林の整備

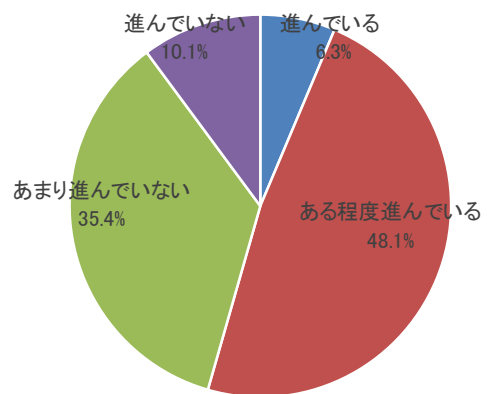
スギ・ヒノキなどの人工林は、本格的な主伐期を迎え、素材生産量が増加しているものの、木材価格の低迷により、伐採後の造林・育林に要する費用を確保することが難しくなっていることから、森林所有者の林業経営に対する意欲が薄れ、適正な時期に間伐等の森林整備を行う所有者が少なくなっている。

アンケート結果においても、半数以上が森林整備が進んでいないと感じており、機械搬入や木材搬出に必要な林道や作業道等の路網整備や改良・補修、森林所有者探索や森林の境界を明確にするなど、その原因を解消する取り組みが必要である。

また、市内において、森林所有者等が森林経営計画を立て管理している森林は、約30%であり、その割合は高いとは言えない状況である。

このことから、新たに施行された森林経営管理法による森林の適正な経営管理の推進や造林から主伐までにかかる所有者負担を軽減することにより、より一層森林整備を促進し、森林の公益的機能の維持増進を図る取り組みが必要である。

○森林の整備は進んでいると思いますか？



※アンケート結果より

② 人材の育成及び担い手の確保

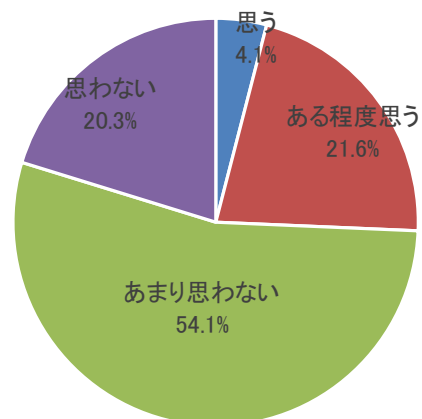
森林の整備を担う林業従事者は、高齢化や後継者不足により、長期にわたって減少を続けており、森林の公益的機能の維持のためにも、担い手不足の解消は、重要な課題である。

そういった中、平成31年4月に開講した「みやざき林業大学校」の受講生は、林業に関する知識・技術を伴った地域林業の即戦力として期待されている。

しかしながら、林業現場における災害の発生率は、全産業の中で最も高く、県内でも死亡事故が毎年発生していることから、安心して就業できるよう、就労環境の改善を図っていくことが必要である。

アンケート結果においても、担い手確保への取り組みや林業後継者への支援が十分でないと感じている方が多くなっていることから、林業への関心を高め、就業に繋げる取り組みが必要である。

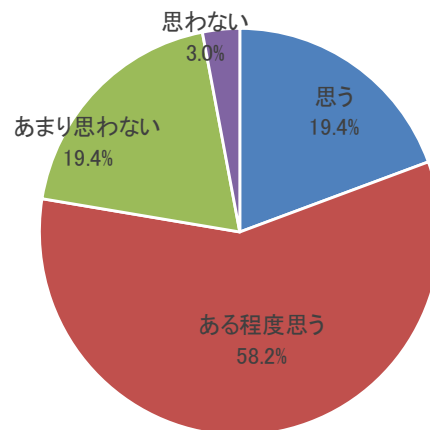
○現在の担い手の確保の取り組み又は林業後継者への支援は十分だと思いますか？



※アンケート結果より

また、研修会等に参加することで自身のスキルアップに繋がると感じている方が多いことから、地域のリーダーとなり得る林業経営者の育成のためにも、林業就業者が参加しやすい研修内容や機会を設けることが望まれる。

○研修会・講習会に参加することで、自身の知識・技術の習得又は向上に繋がっていると思いますか？



※アンケート結果より

③ 推進体制の構築

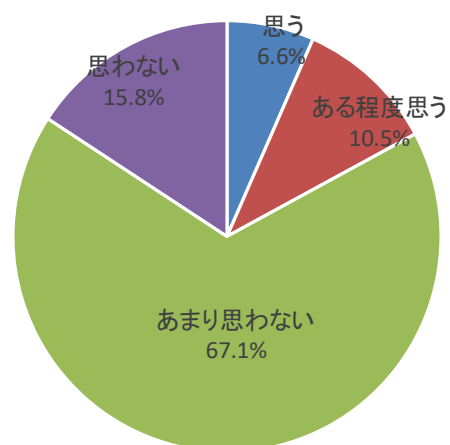
木材価格の低迷や担い手の不足により、森林所有者の森林経営に対する意欲が低下している中、森林所有者に対し、計画的な森林の経営管理を促すことは難しいのが現状である。

さらに、森林経営管理法の施行に伴う市や森林組合等への森林の経営管理に関する相談件数は、今後増加することが予想され、専門的知識や資格を有する職員の雇用・配置の充実がますます重要になってくる。

また、「森林整備の促進」や「人材育成や担い手の確保」など、市町村や林業関係者が抱える共通の課題も多く存在する。

こういった共通の課題に対し、耳川流域などの市町村や川上から川下に至る森林・林業・木材産業関係者が合意形成を図る場を活用し、広域的な連携を進めることで、効果的に事業を実施していく必要がある。

○行政や林業経営体において、林業に関する資格や専門的な知識を有する専門員の雇用は、十分であると思いますか？



※アンケート結果より

④ 木材の利用の促進

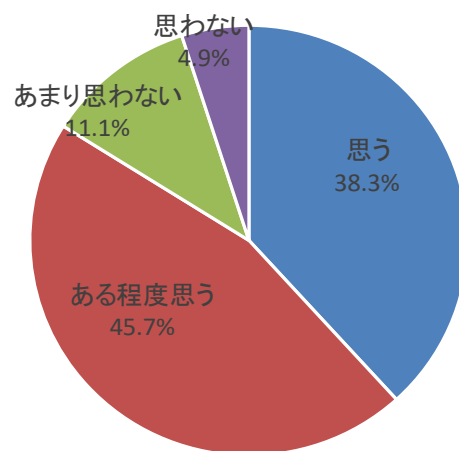
譲与税を活用した森林整備が促進されることにより、間伐材等の需要拡大にも寄与するものとして、木材の利用の促進が譲与税の使途として加えられたところである。

また、広く国民に負担を求める財源であることを考慮し、公共建築物の木造化や木質化、木製品の整備、木質バイオマス利用の促進に充てることが認められている。

アンケート結果においても、市内の公共建築物等の木造化・木質化が進んでいると感じている方が多く、また、木造化・木質化を促進することで木材利用への関心が高まるという意見が多くを占めている。

このような結果から、「日向市内の公共建築物等における市産材等の利用促進に関する基本方針」を踏まえ、木材が積極的に利用される取り組みを行い、木材の良さや森林資源の循環利用の大切さを継続して発信することが必要である。

○公共建築物等の木造化・木質化を促進することで、木材利用への興味関心が高まると思いますか？



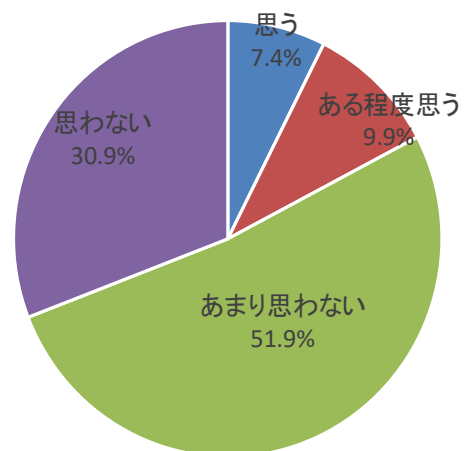
※アンケート結果より

⑤ 普及啓発

地球温暖化防止対策としての温室効果ガス排出削減や自然災害の防止として、森林の持つ公益的機能への関心が高まっている中、企業の森林づくり活動による植樹祭などの活動が広がりつつある。

しかし、アンケート結果では、森林の持つ公益的機能、森林整備の重要性について、十分な周知がされていないと感じている方が多いことから、自然と触れ合う機会の提供として、市有林や森林公園等の活用、林業体験や木育活動など幅広い世代が参加できるイベント等を通して、より一層普及啓発に努める必要がある。

○森林の公益的機能及び森林の整備の重要性について、周知は十分だと思いますか？



※アンケート結果より

6. 各施策における譲与税を活用した取り組み方針

(1) 森林の整備に関する施策

森林経営管理制度による手入れが行き届いていない森林の適正な経営管理の推進、林業経営の効率化及び森林経営計画等による計画的な森林整備の促進及び森林の公益的機能の維持増進に係る施策を実施することとする。

① 森林経営管理制度の推進

地域森林計画対象森林のうち、森林経営管理制度に係る事務の手引き（林野庁）に基づき、森林所有者や森林情報等の事前調査及びその運用管理、森林所有者の森林経営に対する意向確認、市が森林所有者から経営管理権を取得した森林の森林整備に取り組んでいくこととする。

【主な取り組み】

- ・森林所有者への意向調査や経営管理権の設定等
- ・経営管理権を設定した森林の森林整備や作業道の開設等
- ・獣害対策（防護柵の設置）
- ・森林の境界確認・明確化及びその情報整理
- ・航空レーザー計測やドローン等を活用した森林情報の収集・運用
- ・林地台帳、森林GIS、森林基本図等関連情報の整備・更新

② 森林経営計画での森林整備の促進

森林経営計画に基づき、森林所有者等が森林整備を促進するための効率化や低コスト化、森林の多面的機能の維持増進に係る施策に取り組んでいくこととする。

【主な取り組み】

- ・既存の林道、林業専用道、作業道等の路網の改良
- ・間伐の促進や森林保全（里山林整備、放置竹林対策等）に関する事業
- ・森林病虫害対策（伐倒駆除、樹種転換等）

<事業実施する上での留意事項>

- ① 意向調査の実施にあつては、森林所有者、森林の境界が明確である地籍調査完了地域から順次実施することとする。
- ② 取得した森林所有者情報や森林資源情報等をもとに、意向調査、森林管理計画、森林施業提案などを効率的・効果的に実施するものとする。
- ③ 森林所有者の意向に基づき、市が経営管理権を取得した森林については、森林施業内容について十分に協議し、計画に沿った施業内容を実施することとする。
- ④ 森林の境界が画定していない地域については、地籍調査と連携し、地籍調査と同等の精度又は正確さを有するよう境界画定作業を実施するものとする。
- ⑤ 所有者不明森林の整備については、所有権等の権利の調査や根拠書類の整理など、多くの事務を要することから、森林の地理的条件、森林整備の必要性、公益性の高い森林として優先すべき条件が多いと判断した際に積極的に実施するものとする。
- ⑥ 主伐や再造林といった森林施業は、既存の補助事業を活用することとする。
- ⑦ 森林経営計画内での森林整備の促進については、間伐等の森林整備の質・量の向上に繋がるものであることとする。
- ⑧ 譲与税を活用し、市が森林整備を行うことで生じた伐採収益については、伐採収益

が森林整備に係る経費を上回った場合に限り、収益の残額を森林所有者に返還するものとする。

- ⑨ 森林所有者の意向により、スギやヒノキといった生産林としての循環利用を希望しない場合には、市が経営管理権を取得後、譲与税を活用し、市自ら森林整備を行うことで、針広混交林や広葉樹等への林相転換を計画することとする。
- ⑩ 市有林等公有林の整備については、森林経営計画に基づく既存の補助事業を活用し、譲与税は充てないこととする。
- ⑪ 譲与税を活用して森林保全、林道・作業道等の路網を整備する場合には、森林整備の質・量の向上及び国土保全機能の強化に繋がるものであることとする。

(2) 人材の育成及び担い手の確保に係る施策

林業担い手の確保対策や林業従事者のスキルアップ、林業経営者の経営基盤強化、就労環境の改善、技能向上や資格取得、労働安全性向上に係る施策を実施することとする。

【主な取り組み】

- ・ 林業体験会等の実施
- ・ 各種研修会等の開催
- ・ 就労環境の整備や改善に対する支援
- ・ みやざき林業大学校生への支援

<事業実施する上での留意事項>

- ① 林業経営者が取り組む場合は、宮崎県ひなたのチカラ林業経営者として登録されている又は宮崎県素材生産事業協同組合に登録するなど、地域のリーダーとして林業経営する事業者であることとする。
- ② 林業従事者や就業希望者が参加しやすく、幅広い内容の研修会等の開催に努めることとする。
- ③ 森林整備の担い手の確保対策、就業者のスキルアップ及び林業経営者の生産性向上に繋がる取り組みに対して支援するものとする。
- ④ みやざき林業大学校の受講生が、市内の林業担い手として従事できるよう必要な支援や意見交換会を行うこととする。

(3) 推進体制の構築

森林整備を促進する上で必要となる専門的な知識の習得及び専門員等の雇用、森林整備の促進に関する市町村が抱える共通の課題解決に向けた耳川流域や県北地域の市町村及び森林・林業・木材産業関係者との連携強化に取り組むこととする。

【主な取り組み】

- ・森林の適正な経営管理を推進するための地域林政アドバイザー等専門職員、事務補助者の雇用
- ・耳川流域や県北地域の市町村との連携強化
- ・森林・林業・木材産業関係者との連携強化
- ・複数の市町村や森林・林業・木材産業関係者の相互連携による事業促進

＜事業実施する上での留意事項＞

- ① 地域林政アドバイザーや森林経営管理制度事業の事務補助として雇用する場合は、原則、林業所管課にて勤務することとする。
- ② 耳川流域や県北地域の市町村及び森林・林業・木材産業関係者と連携した事業を実施する場合は、費用負担について協議し、譲与税の目的に沿った内容であるか十分に協議するものとする。

(4) 木材の利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物等の木造化・木質化など、市民や企業に対する木材利用への関心を高めるための施策や木質バイオマス発電施設の活用等により木材の有効活用を図ることとする。

【主な取り組み】

- ・公共建築物等における木造化・木質化、改修等
- ・公共施設等における木製品の導入及び改修等
- ・木質バイオマス利用促進のための支援

＜事業実施する上での留意事項＞

- ① 「日向市内の公共建築物等における市産材等の利用促進に関する基本方針」を踏まえた木材利用であるものとする。
- ② 他の国庫補助事業の上乗せとならないよう、対象事業費を事業ごとに区分するとともに、対象とする経費は、木材料費、木工事費（木材を主材料にその加工、運搬、組み立て、取付を行う工事の費用）のみとする。
- ③ 事業対象となる範囲は、広く市民が利用する公共性の高い建築物やその他の公共施設とする。
- ④ 「森林の整備」に係る事業費が確保できる範囲内での事業量とする。
- ⑤ 木材の利用促進を通して、森林資源の循環利用に対する意識醸成に努めることとする。
- ⑥ 公共建築物の木造化等においては、建設から維持解体までにかかる全ての費用（ライフサイクルコスト）を考慮して事業を行うこととする。

(5) 普及啓発

森林の持つ公益的機能、森林整備の重要性について、市民の意識醸成につながる体験活動等を含めた普及啓発に係る施策を実施することとする。

なお、「人材の育成及び担い手の確保」や「木材の利用の促進」に係る施策とも関連が深いことから、一体的な取り組みに努めることとする。

【主な取り組み】

- ・シンポジウムや講演会等の開催
- ・植栽や下刈りなどの森林・林業に関する学習・体験活動
- ・幅広い世代を対象とした木育活動
- ・森林公園等を活用した普及活動等
- ・PR 冊子、ポスター、パンフレットの作成
- ・イベント等における木製おもちゃ等の配布

<事業実施する上での留意事項>

- ① シンポジウム等を開催する場合には、県内の類似行事を確認し、内容や講師が重なることのないよう注意することとする。
- ② 木育・体験活動については、森林組合や林業関係団体との連携により、目的、対象者、規模等を明確にするとともに、継続した事業を行うこととする。
また、そのフィールドについては、市有林や森林公園の活用を図るものとする。
- ③ 印刷物は、市民目線に立ったわかりやすいものとなるよう工夫することとする。
- ④ 木製おもちゃ等の配布を行う際には、森林整備や森林機能の重要性・大切さについて、市民の意識醸成に繋がるよう努めるものとする。